

都市計画法第34条第9号「沿道サービス施設」に係る許可基準

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第9号に規定する道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所（自動車の運転者の休憩のための施設をいう。）又は給油所（以下これらを「沿道サービス施設」という。）とは、次の要件のすべてに該当するものをいう。

1 申請地は、次のすべてに該当するものであること。

(1) 原則として次に掲げる区域に所在する土地でないこと。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

カ 都市計画法施行令（昭和43年政令第58号）第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

(2) 2車線を有する高速自動車国道、一般国道、県道又は1日当たりおおむね2,500台以上の交通量を有する市道（第3号及び第4号においてこれを単に「道路」という。）に接続していること。

(3) 市街化区域に隣接し、又は近接（原則として道路に沿った距離で1キロメートルの範囲で、かつ、市街化区域から直線で500メートルの範囲）する土地でないこと。ただし、自動車専用道路又は高速自動車国道に設けられるサービスエリア内に設置される沿道サービス施設はこの限りでない。

(4) 同種の施設に隣接し、又は近接（原則として道路に沿った距離で1キロメートルの範囲）する土地でないこと。

(5) 当該沿道サービス施設の利用に照らし適切な規模であり、かつ、大型車の駐車を可能とするものであること。

2 申請に係る予定建築物が休憩所の場合は、次のすべてに該当するものであること。

(1) 道路の円滑な交通を確保するため、主として中長距離を走行する自動車の運転者及び同乗者を対象とした休憩、食事等を目的とした施設で、次のアからエまでに掲げるいずれかの施設に該当するものであること。

ア 自動車専用道路又は高速自動車国道に設けられるサービスエリア内に設置されるもの

イ 道の駅（「道の駅」登録・案内要綱（平成5年2月23日付け建設省道企発第19号建設省道路局長通知、平成14年3月29日付け国道企第152号、平成29年1月11日付け国道企第43号）に基づき、「道の駅」として登録されることが確実なもので、事前に道路管理者と協議が整っているもの）

ウ 飲食店（20以上の客席数を有するもの。（以下「休憩施設」という。）ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定が適用される施設を除く。）

エ コンビニエンスストア（休憩施設を備えたもの）

(2) 駐車スペースは、収容人員 2 人に 1 台の割合で算出した広さ（車いす使用者用駐車区画を有すること。）であること。

(3) 当該休憩所は、駐車スペースから直接利用可能なトイレ（多目的トイレが併設されているものに限る。）が設置されたものであり、かつ、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障がないよう配慮されたものであること。

3 予定建築物が給油所の場合は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 道路の円滑な交通を確保するため、主として中長距離を走行する自動車を対象としたガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド、自動車用電気スタンド、自動車用水素スタンドその他これらに類するものであること。

(2) 当該給油所に附属する事務所、洗車場及び簡易な自動車整備のための作業場（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の2第1項に規定する指定自動車整備事業の用に供するものを除く。）は、必要最小限の規模であること。

4 申請者は、当該事業を行う者であること。

なお、当該事業に当たって、資格免許、事業認可等が必要な場合は、当該免許等を取得し、又は取得する見込みがあること。

附 則

この許可基準は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この許可基準は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この許可基準の施行の際、現に改正前の都市計画法第34条第9号「沿道サービス施設」に係る許可基準（2017年（平成29年）4月1日施行）第1項及び第2項の規定に定める基準により受けた施設に係る許可については、この許可基準の施行後も、なおその効力を有する。